

## 「屋外広告物に関するガイドプラン」の一部改正について

## 1 改正理由

「屋外広告物に関するガイドプラン」において誘導基準を定めている地区については、指定当時から30年以上が経過し、街並みに変化しており、指定地区に特有の景観が見られなくなっていることから、現在指定している地区にのみ他より厳しい基準を設ける必要性は薄くなっている。

一方で、規制緩和を行っている道頓堀地区については、緩和した許可基準の範囲内で設置している広告物が多数あり、大阪らしい街並みの創出に寄与している。

また、ガイドプランにおいて定めている基準はあくまで誘導基準であり、協力要請に留まるものであること、及び、今後、地域の特性に応じた屋外広告物の規制を設ける場合には、都市計画局等と連携のうえ実効性のある規制を設ける必要があることから、指定地区の見直しを行うこととする。

## 2 改正内容

ガイドプランにおいて誘導基準を定めている5地区（本町通り地区、上町台地地区、平野地区、西淀川地区、此花地区）については削除する。

改正後の地区

- ① 本町通地区 (削除)
  - ② 上町台地地区 (削除)
  - ③ 平野地区 (削除)
  - ④ 西淀川地区 (削除)
  - ⑤ 此花地区 (削除)
  - ⑥ 道頓堀地区 (現行のまま)
- (6地区 ⇒ 1地区に変更)

## 3 ガイドプラン基準

別添「ガイドプラン基準一覧表」

## 4 改正日

平成31年4月1日